

青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

1 制定理由

「青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」等について、「子ども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和5年厚生労働省令第48号）」等が令和5年4月1日に施行されたこと等に伴い、所要の改正をするために制定するものである。

2 改正する条例

条例番号	条例の名称
1	青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第75号）
2	青森市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第76号）
3	青森市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年条例第1号）
4	青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例（平成26年条例第28号）
5	青森市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園の認定の要件等を定める条例（平成31年条例第1号）
6	青森市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年条例第30号）
7	青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第74号）
8	青森市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第29号）

3 主な改正内容

(1) 大臣名等についての所要の改正

- 障害者総合支援法を厚生労働大臣及び子ども家庭庁で共管することに伴う改正
「厚生労働大臣」→「主務大臣」、「厚生労働大臣」→「子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣」
- 厚生労働省から子ども家庭庁への事務の移管による所管大臣の変更に伴う改正
「厚生労働大臣」→「内閣総理大臣」
- 内閣総理大臣の権限を子ども家庭庁長官に委任したことに伴う改正
「厚生労働大臣」→「子ども家庭庁長官」

(2) その他

- 引用法令の条項の追加及び削除に伴い、所要の改正をするもの

4 施行期日

公布の日から